

自然共生社会の実現

2014年度の目標と結果

目標

①化学物質の削減

主要VOCは原単位で第7次計画の実績平均以下とする。
重金属は2020年度までの原則ゼロ化を目指して削減する。

②森林保全活動の継続

森林保全活動を年2回以上実施する。

③水の省資源化

使用量・排水量を削減する。

結果

- 主要VOCは原単位で23%削減した。
ジクロロメタンは排出量で13%、重金属は取扱量で47%増加した。
- 兵庫県、宮城県、高知県での活動を計5回行った。
- 前年度から原単位で使用量を8%削減、排水量は19%増加した。

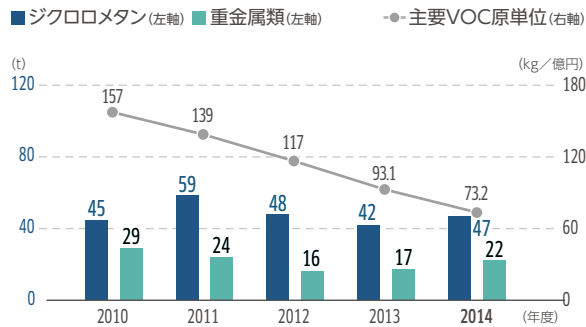
化学物質の削減

当社は、化学物質の使用・排出量の削減と適切な管理を進めています。主要VOC（トルエン、キシレン、エチルベンゼン）とジクロロメタン、及び有害重金属については、事業部門ごとの目標を設定し使用量・排出量の削減や適切な管理を実施しています。

2014年度は、生産量の増加等によりジクロロメタンと六価クロム化合物の取扱いが増加しましたが、塗料などに含まれる主要VOCと鉛化合物は減少しました。削減目標設定物質とPRTR法^{*}で定められた管理対象物質の年度変化は下図の通りです。

^{*} PRTR法：特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

管理対象化学物質の取扱量・排出量

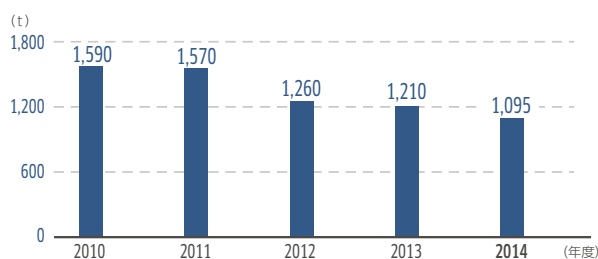


注1) 主要VOC原単位は、排出量を売上高で除した値です。

注2) 重金属類は、鉛化合物と六価クロム化合物の取扱量を合計した数値を示しています。削減活動は、それぞれの物質ごとに取り組んでいます。

PRTR法対象物質の排出量・取扱量

■ 排出量・取扱量

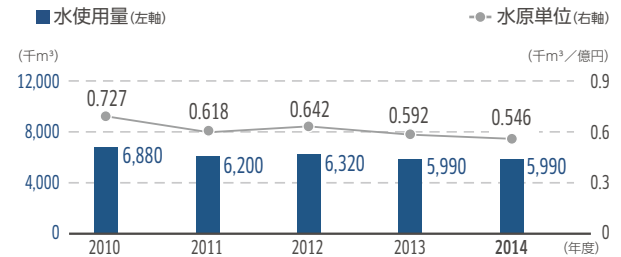


水の省資源化

当社は、水使用量の削減に取り組み、原単位での削減目標を設定しています。

2014年度も冷却水の適正管理等で水使用量の削減を進めましたが、工場の操業増加や実験設備の増設があり前年度と同程度の水使用量でした。一方、原単位は前年比8%減少し目標を達成しました。

水の使用量と原単位



森林保全活動

当社グループは、「自然共生社会の実現」を目指して、2008年12月から兵庫県が推進する「企業の森づくり」事業に参加しています。兵庫県多可町の「川崎重工 西谷なごみの森」と名付けた里山林で森林保全や自然観察会などの活動を開始し、2014年から活動地を同じ多可町内の「川崎重工業 余暇村公園なごみの森」に替え、活動を継続しています。2008年から開始したこの森林保全活動には今までに従業員やその家族、新入社員ののべ約1,300名が参加しています。



2014年秋の活動集合写真

生物多様性の取り組み

国の生物多様性国家戦略2010の短期目標「生物多様性の状況を分析・把握した上で保全に向けた活動を拡大」を具現化する取り組みとして、生物多様性保全の観点からも各事業所において下記の活動を推進しています。

各事業所の立地などの特性に応じて、構内緑地の整備などの活動に取り組んでいます。

事業活動に伴う環境負荷低減に向けた取り組み

- ① 温室効果ガス削減対策の推進
- ② 産業廃棄物最終処分量の削減
- ③ 排水・化学物質の環境負荷低減

事業活動以外での取り組み

- ① 事業所周辺の清掃活動等の推進
- ② 事業場内・周辺環境の生物多様性の状況を分析・把握して構内緑化などの活動を推進
- ③ 企業の森づくり活動など地域と協働した活動による生物多様性保全の推進

ELV指令※1、RoHS指令※2、REACH規則※3などの海外の法規制への対応

2000年以降、EUにおいては、ELV指令、RoHS指令、REACH規則などにより化学物質に対する法規制が強化されてきました。ELV指令については対象外の二輪車において、モーターサイクル&エンジンカンパニーは当指令と同等の規制内容である（一社）日本自動車工業会の自主取り組みとして対応中であり、精密機械カンパニーも一部の製品について対応しています。RoHS指令の対象は電気・電子機器類で、当社では、ロボットビジネスセンターを含む精密機械カンパニーが一部の製品について対応しています。REACH規則は、2007年6月から実施され、EUにおいて製造・輸入されるすべての化学物質に適用されます。年間1t以上の化学物質を製造・輸入する事業者は化学物質の登録が必要になります。当社の製品は、主に成形品であり登録の必要なものは限られますが、意図的に放出される物質および発ガン性を有するなどの高懸念物質についてはすべて登録や届出の必要があります。登録・届出以外にも、評価・認可・制限・情報伝達についての規制があり、サプライチェーン全体で自社の製品に含まれる化学物質の情報を把握するシステムが必要になります。

また、EUに限らず世界各国において化学物質の規制強化の動きが広がっています。国ごとに要求事項(対象物質、対象製品など)が異なるため、法令をよく理解した上で対応

を進めていくことが必要と考えています。

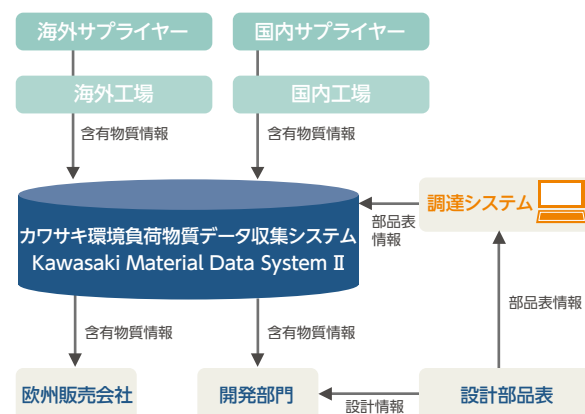
当社では、「CSR調達ガイドライン」を策定し、お客様からの化学物資の情報把握に関する要請に対応しています。また、モーターサイクル&エンジンカンパニーでは、IT化に取り組み、「カワサキ環境負荷物質データ収集システム(KMDSII)」※4を構築し、REACH規則はもちろん、必要なその他の物質規制への対応体制を整備しています。



CSRガイドライン

<https://www.khi.co.jp/csr/procurement/guideline.html>

モーターサイクル&エンジンカンパニーにおけるREACH対応



※1 ELV指令：廃自動車に関するEU指令(リサイクル/重金属使用制限等)

※2 RoHS指令：電気・電子機器に対する有害物質使用制限に関するEU指令

※3 REACH規則：化学物質の登録・評価・認可・制限に関するEU規則

※4 KMDSII：Kawasaki Material Data System II

現在、IMDS(International Material Data System：欧米日韓26社の完成車メーカーが加盟している自動車業界向け材料データシステム)に移行中

今後の取り組み

化学物質は、使い切り、回収処理、代替材料・低含有材料への切り替えを進め、目標の達成を目指します。水資源は漏水箇所の特定・復旧などにより使用量・排出量の削減を進めます。また、環境に配慮した製品・サービスの提供や森林保全活動により生物多様性保全に取り組めます。